

受講者数の減による契約金額算定について

1 考え方

- ・当初の契約は30名分の金額で行います。
- ・受講者が30名に満たなかった場合、契約変更を行い、契約金額を減額します。

2 受講者が30名に満たなかった場合

(1) 8人から29人までの場合

当初の経費見積額を基準として、テキスト代等の受講者が減ることによって当然不要となる経費を減額します。

(2) 目標人数15名の50%未満の場合(7人以下の場合)

講座は中止としますが、受講者数の確保のため、できる限り努力したことが認められる場合に、受講者数確定までの従事期間の経費を認めます。

当初の契約金額からテキスト代等の受講者1人当たりにかかる経費を除いた額について、契約期間に対する従事期間の割合で算出します。